

## 高知県国民健康保険運営方針（原案）からの変更点

### 1 パブリックコメント及び市町村意見照会による修正

変更箇所	変更点
○12 ページ 2 医療費の将来見通し	平成 32 年度及び平成 37 年度における 1 人当たり医療費の算出方法を、「平成 22 年度から平成 27 年度の高知県の 1 人当たり医療費の伸び率の平均を平成 27 年度の 1 人当たり医療費に乗じて算出」から「平成 23 年度から平成 28 年度の高知県の 1 人当たり医療費の伸び率の平均を平成 28 年度の 1 人当たり医療費に乗じて算出」に変更して、医療費総額を算出しました。
○44 ページ 4 申請書等の様式統一	「被保険者からの各種の申請書の様式について、現在は各市町村で定められていますが、県内市町村が統一した様式となるよう、市町村事務処理システムの様式を参考に、県で見本を作成し、統一化に向け取り組みます。」を以下のとおり修正しました。  「被保険者からの各種の申請書の様式について、現在は各市町村で定められていますが、 <u>可能なものについては、県内市町村が統一した様式となるよう、市町村事務処理システムの様式を参考に、県で見本を作成し、統一化に向けて取り組みます。</u> なお、 <u>統一する様式については、今後市町村と協議を行います。</u> 」
○49 ページから 57 ページ 資料編	【資料 1】、【資料 5】、【資料 6】、【資料 9】、【資料 13】、【資料 24】、【資料 25】、【資料 32】、【資料 36】、【資料 37】の数値資料を追加しました。

### 2 それ以外の第 2 回運営協議会（H29.9.14 開催）以降の修正

変更箇所	変更点
○ 4 ページ 【資料 5】 都道府県別被保険者の 1 人当たり所得	所得について以下の注記を追加しました。 注：所得は旧ただし書き所得で算出（賦課限度額を超える部分を含む）
○ 5 ページ 【資料 6】 市町村別被保険者の 1 人当たり所得	所得について以下の注記を追加しました。 注：所得は旧ただし書き所得で算出（賦課限度額を超える部分を含む）

<p>○20 ページ</p> <p>医療費指数（年齢調整後）（平成 26 年度～平成 28 年度の平均）と所得比率（平成 28・29 年度の平均）の状況</p>	<p>医療費指数（年齢調整後）を「平成 <u>25</u> 年度から平成 <u>27</u> 年度の平均」から「平成 <u>26</u> 年度から平成 <u>28</u> 年度の平均」へ変更しました。</p> <p>所得比率を「平成 <u>28</u> 年度」から「平成 <u>28</u> 年度と平成 <u>29</u> 年度の平均」へ変更しました。</p> <p>所得比率について以下の注記を追加しました。</p> <p>※所得比率は、限度額控除後の基準総所得金額を被保険者数で除算することにより算出</p>
<p>○21 ページ</p> <p>5 納付金の算定対象とする保険給付費等の範囲</p>	<p>納付金の算定対象とする保険給付費等のうち、医療分の保険給付費に各市町村の出産育児一時金、葬祭費、保健事業費を含めないことを明確にしました。</p>
<p>○22 ページ</p> <p>(2)①激変緩和措置における一定割合</p>	<p>「激変緩和措置は、～～「一定割合」<u>以上</u>に増加すると見込まれる場合に、～～行います。」を「激変緩和措置は、～～「一定割合」<u>を</u>超えて増加すると見込まれる場合に、～～行います。」に変更しました。</p>
<p>○35ページから43ページ</p> <p>第6章 医療費の適正化の取組に関する事項</p>	<p>総論について、取組の基本的な考え方をわかりやすくするために、記載内容を充実させました。併せて、各論について、県の重要な課題となっている壮年期の死亡率の改善に向けた取組とその他の医療費適正化の取組に分けて記載しました。</p>